

令和7年度

町営住宅入居者追加募集

○募集概要

次のとおり町営住宅入居者の募集をします。

入居の順位を決め、居住可能な修繕等ができ次第上位の順位の方から入居のご案内となります。今回の募集は3階以上の部屋になります。住宅の棟・階・部屋等の指定はできません。

棟号	所在地	間取り	構造
A棟	楠五丁目40番地	3K	5階建
B棟	楠五丁目1番地	3K	4階建
C棟	楠五丁目1番地	3K	4階建
D棟	楠五丁目1番地	3K	4階建

※町営住宅は、各棟ともエレベーターがありません。

○受付期間・受付場所

申込用紙配布：令和7年9月1日(月)～9月26日(金)

受付期間：令和7年9月12日(金)～9月26日(金)

※土曜日・日曜日・祝日は除く。(8時30分から17時15分まで)

受付場所：武豊町役場都市計画課 南庁舎3階

(エレベーターをご利用ください)

○家賃

※家賃は入居者の方の所得等に応じて決まります。収入によっては、毎年家賃が変わる場合があります。(令和7年度)

所得区分(円)	A棟	B棟	C棟	D棟	該当世帯
～104,000	10,000円	10,200円	10,300円	10,600円	原則世帯
100,401～123,000	11,500円	11,700円	11,900円	12,200円	原則世帯
123,001～139,000	13,200円	13,400円	13,700円	14,000円	原則世帯
139,001～158,000	14,900円	15,200円	15,400円	15,700円	原則世帯
158,001～186,000	17,000円	17,300円	17,600円	18,000円	裁量世帯
186,001～214,000	19,600円	20,000円	20,300円	20,800円	裁量世帯

○申 込 資 格

(1)町内在住又は町内在勤の人。

(2)同居をしようとする親族(婚姻予定者を含む)があること。

※婚姻予定者は令和8年3月31日までに婚姻される方に限ります。

※婚約者の変更があった場合は、申し込みを無効とします。

※婚約により申込みされた人は、入居指定日から1か月以内に申込み家族のうち1名は必ず入居し、3か月以内には、申込み家族全員が入居して下さい。

※単身者の申込みはできません。ただし、60歳以上の人、心身障がいの人等条例で定める条件に該当する場合は、単身でも申込みができます。

(3)町条例で定める収入基準に適合していること。

(4)町税等を滞納していないこと。(入居時に滞納がある場合は入居できません。)

(5)現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

(6)申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと。

○申込必要書類

次の書類を武豊町役場都市計画課へ直接持参してください。

(1)町営住宅入居申込書

(2)住宅困窮状況申告書(別紙様式)

(3)入居する親族全員の住民票(世帯主名、続柄がわかるもの)

(4)収入のある人全員の収入を証する書類(→P7参照)

・令和5年分の所得を証する所得課税証明書(市町村役場発行のもの)

・令和6年分の所得を証する所得課税証明書(市町村役場発行のもの)

◎マイナンバー制度を利用したときは、添付書類が省略できる場合があります。

提出時に本人確認(番号確認と身元確認)をおこないますので、番号のわかるもの(マイナンバーカード、通知カード等)と本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など写真付きの証明書等)をお持ちください。

◎世帯に収入のある人が複数いる場合、全員の収入を証する書類を提出してください。

◎令和6年(1月2日以降)に他市町村から転入された人は、前居住地の市町村役場発行の所得・課税証明書をお持ちください。

○その他申込みに必要な添付書類

- (1) 町外居住者で町内在勤の人は、在勤証明書
- (2) 婚約中の人は、婚約証明書(別紙 3)
- (3) 婚約者の人で現在収入のある人でも、入居指定日までに退職することを条件に申込みをした人は、退職予定証明書
- (4) 最近退職された人は、離職票の写し、又は退職証明書
- (5) 申込者(同居親族を含む)が障害者手帳等をお持ちのときは、手帳の写し
- (6) 単身者、父子家庭・母子家庭・両親の死亡等により兄弟姉妹で入居申し込みする人は、戸籍謄本
- (7) 児童手当、遺児手当等を受給されている人は、証書、振込通知書又は通帳の写し
- (8) 遺族年金、障害年金等を受給されている人は、証書、改定通知書又は振込通知書の写し
- (9) 賃貸アパートや借家に居住されている人は、
 - ・賃貸借契約書の写し、または家賃直近3ヶ月分(6・7・8 月分)の領収書
 - ・口座振替の場合は、通帳の写し
- (10) 持家処分により申込みされる人は、不動産の媒介契約書、又は競売開始の証明書
- (11) 離婚調停中の人は、裁判所発行の事件証明書等
- (12) 失業中の人は雇用保険受給資格者証の写し
- (13) 生活保護受給者の人は生活保護受給証明書

※必要に応じて上記以外にも書類を提出していただく場合があります。

※入居審査に当たり各関係機関に照会することがあります。

○申込みされる方への注意事項

- (1)住宅の棟、階、部屋等の指定はできません。
- (2)入居者専用の駐車場はありません。車庫証明は取れません。
- (3)エレベーターはありません。
- (4)犬、猫、鳥等ペットを飼うことはできません。
- (5)住宅には、網戸、給湯器、照明器具、ガスコンロ等はあらかじめ設置していません。
浴室はありますが、浴槽・風呂釜がないため、設置が必要です。風呂釜はバランス釜構造のもので、他の形式は使用できません(都市ガス)。上階の部屋は、シャワー付きの風呂釜が使用できないことがあります。
- (6)インターネットを使用する場合は、配線工事が必要です。ただし、部屋の設備状況により使用できない場合があります。事前に都市計画課へ届出をしてください。
- (7)建設後の年数が経過しているため、壁の汚れ等に修繕できかねるところがありますので、ご承知おき下さい。
- (8)入居の決定を受けられたときは、町の規定により請書の作成及び敷金(家賃3ヶ月分)納付の入居手続きをしてください。請書(契約書)には、連帯保証人が1名(世帯が別の方で)必要です。または、家賃債務保証法人と家賃債務保証契約を締結する必要があります。入居指定日は、入居決定通知書に記載します。
- (9)申込み受付時には、申し込みの内容について確認させていただく場合がありますので、申込者または入居する家族の方が、申込書を持参してください。

入居時に必要なおもな費用

- ①風呂釜、浴槽の設置費用
- ②給湯器・ガスコンロの設置費用
- ③照明器具(玄関、お風呂、トイレ以外)・網戸の設置費用等

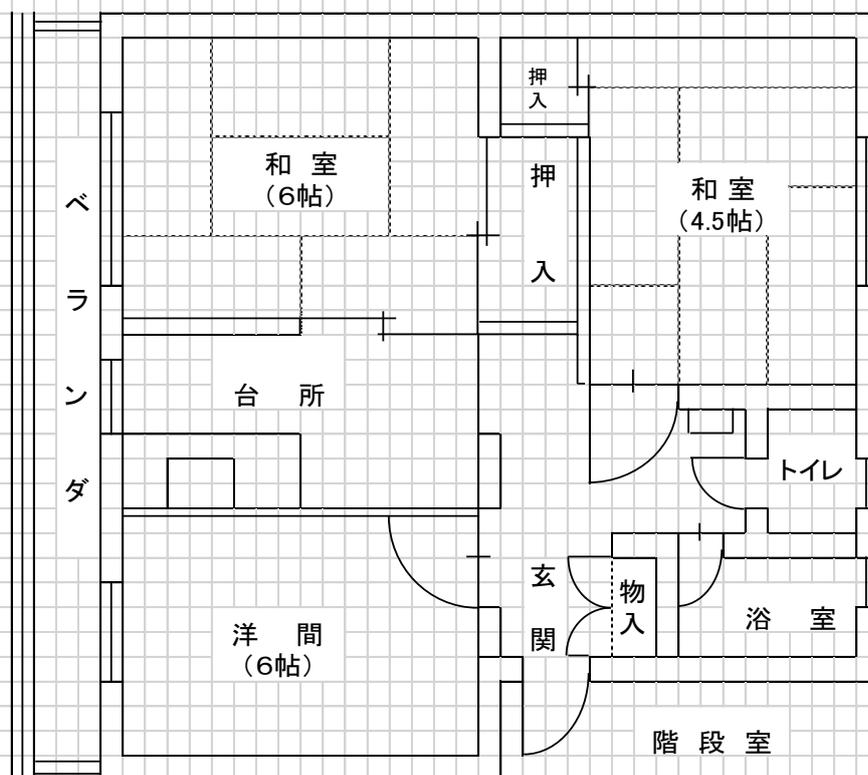
退去時に必要なおもな費用

- ①畳の表替えの修繕費用
- ②襖の張替えの修繕費用
- ③風呂釜、浴槽、給湯器等の撤去の費用
- ④原状復旧のための修繕が必要な場合は修繕費用

○入居者の選考方法

町の条例により住宅事情等の実態を調査し、入居者選考委員会に諮り、住宅に困窮する度合いの高い方から入居順位(入居予定者)を決定します。入居選考結果順位の通知は、10月下旬頃に郵送します。

六貫山町営住宅間取



反転タイプもあります

洗濯機はベランダに設置

○資格の喪失

次の場合は、入居の資格を失うものとします。

- (1)入居資格を具備していないとき。
- (2)二重申し込み又は虚偽の申し込みをしたとき。(今後の受付は一切いたしません。)
- (3)入居決定を辞退したとき。
- (4)実態調査を行い、入居が不相当と認められたとき。
- (5)同居親族の変更(出生、死亡の場合は除く)や婚約者の変更があったとき。
また、同居家族の死亡等により単身者となったとき。(死亡等により、単身者となった場合は入居の資格を失います。ただし、単身者になった人が、60歳以上の場合を除く)
- (6)入居決定の際、入居指定日から1ヶ月以内に、申込親族全員が入居できないとき。
- (7)住所・連絡場所・その他変更があっても連絡のなかったとき。
- (8)入居決定後、所定期日以内に家賃、敷金(3ヶ月分の家賃に相当する額)の納付及び請書の提出等の手続きをしなかった場合。
- (9)令和8年3月31日までに、住宅に空家の発生がなく入居できないとき。

○共益費用の負担について

住宅へ入居すると家賃以外に共益費が必要です。

月額1,200円で、毎月25日頃までに管理人へ支払います。

共益費は次のものに使われます。

- (1)共同施設の電気料金
- (2)共同施設の水道料金
- (3)共用敷地の清掃及び樹木剪定・草刈等の費用
- (4)地上デジタル放送受信料金(CATV利用料金)
- (5)その他共同施設の維持費

○収入を証する書類

下記の表区分により該当する書類すべて提出してください。(注)※の書類で収入基準の審査をします。

	現在の職場	提出書類
給 与 所 得 者	令和6年1月1日以前から引き続き勤務している人	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年中の所得を証する市区町村長発行の所得課税証明書。※ ・令和5年中の所得を証する市区町村長発行の所得課税証明書。
	令和6年1月2日以降に就職(転職)し、申込み時までに1年以上たっている人	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支給証明書(様式1を使用して、現在の勤務先で申込み月の前月から過去1年間について証明を受けること。)※ ・令和5年中の所得を証する市区町村長発行の所得課税証明書。
	令和6年1月2日以降に就職(転職)し、申込み時までの就職月数が1年未満の人	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支給証明書(様式1を使用して、現在の勤務先で申込み月の前月から就職した月までの間について証明を受けること。)※ ・令和5年中の所得を証する市区町村長発行の所得課税証明書 ・就職(転職)を証する書類(例えば退職証明書、卒業証書の写し)
	最近まで主たる収入者の扶養になっており、最近就職した人	<ul style="list-style-type: none"> ・給与支給証明書(様式1を使用して、現在の勤務先で申込み月の前月から就職した月までの間について証明を受けること。)※ ・令和5年中扶養になっていたことがわかるもの(被扶養者の名前が記載された源泉徴収票等)。
自 営 業 者	令和6年1月1日以前から引き続き営業している人	<ul style="list-style-type: none"> ・月別明細書(様式2を使用して、令和6年中について記入すること。)※ ・令和6年中の所得を証する市区町村長発行の所得課税証明書。 ・令和5年中の所得を証する市区町村長発行の所得課税証明書。
	令和6年1月2日以降に営業開始し、申込み時までに1年以上たっている人	<ul style="list-style-type: none"> ・月別明細書(様式2を使用して、申込み月の前月から過去1年間について記入すること。)※ ・確定申告又は住民税申告の写し ・令和5年中の所得を証する市区町村長発行の所得課税証明書。
	令和6年1月2日以降に営業開始し、申込み時までの就業月数が1年未満の人	<ul style="list-style-type: none"> ・月別明細書(様式2を使用して、申込み月の前月から就業月までの間について記入すること。)※ ・令和5年中の所得を証する市区町村長発行の所得課税証明書。 ・転職等を証する書類(例えば退職証明書等)
そ の 他	年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年中の所得を証する市区町村長発行の所得課税証明書。※ ・令和5年中の所得を証する市区町村長発行の所得課税証明書。
	失業中の人	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証の写し
	生活保護受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給証明書

◎収入基準 (注) 遺族年金、障害年金等の課税されない所得は、収入基準の対象となりません。

- [1] 申込家族全員の総所得金額を対象とします。
- [2] 各々の総所得金額から個別の特別控除を控除し合算します。
- [3] 合算した金額から一般控除額及び特別控除額を控除した後、12で除し所得月額を算出します。

年間所得金額	基礎控除 振替分	個別の特 別控除		一般控除	その他の特別控除	
給与、年金所得者 の方は下の表によ り算出した金額	10万円 ※注1	ひとり親 35万円 寡婦27万円	-	38万円	障がい者 27万円 特別障がい者 40万円 16歳以上23歳未満の 扶養親族 25万円 老人扶養親族 10万円 各々×対象者数	+
収入のある方が2人以上いる場合には、上記の算 式で各々計算し(マイナスのときは0とする)出 た金額を合算した金額			-	×		+
				同居親族数又 は扶養親族数		÷ 12

※注1 個人事業主(自営業者等)の方は上記算式の基礎控除振替分はありません。

= 所得月額 **158,000円以下**(原則階層のとき) → 申込資格はあります。
214,000円以下(裁量階層のとき) → 申込資格はあります。

裁量階層とは次の①から⑥までの世帯をいいます。

- ① 心身障がい者世帯 4級以上の身体障がい、中度(B・3度)以上の知的障がい、2級以上の精神障がいの
ある人が家族にいる世帯
- ② 原爆被爆者世帯 ③ 引揚者世帯 ④ ハンセン病療養所入所者等世帯
- ⑤ 高齢者世帯 申込者が申込受付最終日現在60歳以上の方であり、かつ同居者が60歳以上又は18歳未満
である世帯
- ⑥ 子育て世帯 同居者に小学校就学の始期に達するまでの人がいる世帯

≪年間総所得金額算出のしかた≫

(給与所得の場合)

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
550,999円まで	0円	1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
551,000円～ 1,618,999円	総収入金額-550,000円	1,628,000円～ 1,799,999円	(注)ア×0.6+100,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円	1,800,000円～ 3,599,999円	(注)ア×0.7-80,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円	3,600,000円～ 6,599,999円	(注)ア×0.8-440,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円	6,600,000円～ 8,499,999円	総収入金額×0.9-1,100,000円

(注)アの計算は、

(例) 2,671,666(年間総収入金額) ÷ 4,000 = 667.9165(小数点以下切捨) → 667 × 4,000 = 2,668,000(ア)

(公的年金の場合)

65歳未満の方		65歳以上の方	
総収入金額	総所得金額	総収入金額	総所得金額
130万円未満	公的年金総収入-600,000円	330万円未満	公的年金総収入-1,100,000円
130万円以上 410万円未満	公的年金総収入×0.75-275,000円	330万円以上 410万円未満	公的年金総収入×0.75-275,000円

《控除する金額》 年間総所得金額から次の控除をします。

区分	控除名	控除対象者		控除額	
一般控除	同居親族控除	申込家族のうち申込者以外の人。		一人につき 38万円	
	扶養親族控除	申込家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除対象として認められている人。(別居親族)			
個別の特別控除	ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①から③のいずれかにも当てはまる人。 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること。 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。		その人の所得から 35万円	
	寡婦控除	上記の「ひとり親」に当たらないで、次の①～③のいずれにも当てはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ★夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明の人 ★夫と離別した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと。		その人の所得から 27万円	
その他の特別控除	障がい者控除	申込者、申込家族又は申込者の一般控除対象者の中で障がいがあり、手帳等を交付されている人。	身体障害者手帳	3～6級	一人につき 27万円
			精神障害者保健福祉手帳	2・3級	
			愛護手帳	3・4度	
			療育手帳	B・C	
			戦傷病者手帳	第4項症～第4目症	
	特別障がい者控除	申込者、申込家族又は申込者の一般控除対象者の中で重度の障がいがあり、手帳等を交付されている人。	身体障害者手帳	1・2級	一人につき 40万円
精神障害者保健福祉手帳			1級		
愛護手帳			1・2度		
療育手帳			A		
戦傷病者手帳			特別項症～第3項症		
16歳以上23歳未満の者に係る扶養親族控除	老人扶養親族控除	一般控除対象者の中で年齢16歳以上23歳未満の方で収入のある人の扶養親族と認められている人。(同一生計配偶者は除く。)		一人につき 25万円	
		一般控除対象者の中で年齢70歳以上の人で収入のある人の扶養親族と認められている人。		一人につき 10万円	

町営住宅入居申込書記載上の注意事項

1. ボールペン又は万年筆で記入してください。
2. ※印は記入しないでください。
3. 現住所欄はアパート名等も記入してください。
4. 別紙住宅困窮状況申告書は必ず記入してください。
5. 添付書類は、申込みに必要ですので申込書と一緒に提出してください。
6. その他、記載についてのおたずねは、武豊町役場都市計画課へお問い合わせください。

武豊町役場 都市計画課
電話(0569)72-1111